

公益信託に対する個人からの  
現物資産拠出の  
みなし譲渡所得税非課税承認  
～証明申請等の手引き～



内閣府公益信託イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」



内閣府 / 都道府県

この手引きは、令和8年5月29日現在のものです。  
使用に際しては、下記にて最新版の有無をご確認ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

## 目次

1. みなし譲渡所得税非課税について……………	1
(1) みなし譲渡所得税の非課税措置の概要	
(2) 「一般特例」と「承認特例」	
(3) 「買換特例」と「特定買換資産の特例」	
2. 受託者において必要な準備……………	4
(1) 基金の設置及び証明申請	
(2) ②の基金内の寄附資産の公益信託事務への充当について	
(3) ③の基金内の運用益の考え方について	
(4) ④の合議制の機関・信託管理人の同意について	
(5) ⑤の基金明細書について	
3. 申請から証明までの全体像……………	9
(1) 寄附者と受託者間での手続	
(2) 寄附者による手続	
(3) 承認後の手続	
4. 特定買換資産の特例を受けるための必要書類の提出について……………	13
5. 非課税承認の取消しについて……………	14

(参考)

基金明細書の様式ひな形

### 凡例

- ・措法: 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)
- ・措令: 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)
- ・公益信託法: 公益信託に関する法律(令和6年法律第 30 号)
- ・公益信託令: 公益信託に関する法律施行令(令和7年政令第 233 号)

# 1. みなし譲渡所得税非課税について

## (1) みなし譲渡所得税の非課税措置の概要

個人が土地、建物、株式などの現物資産を法人に寄附する、又は公益信託に現物資産を拠出して信託譲渡・寄附（以下「寄附」といいます。）した場合には、通常、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます（以下、この場合に課税される所得税を「みなし譲渡所得税」といいます。）。

この点、個人が公益信託に対して現物資産を寄附し、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けたときは、当該みなし譲渡所得税を非課税とする制度が設けられています（以下「非課税措置」といいます。）（措法40①後段）。この非課税措置には「一般特例」と「承認特例」の2つの制度が設けられています。

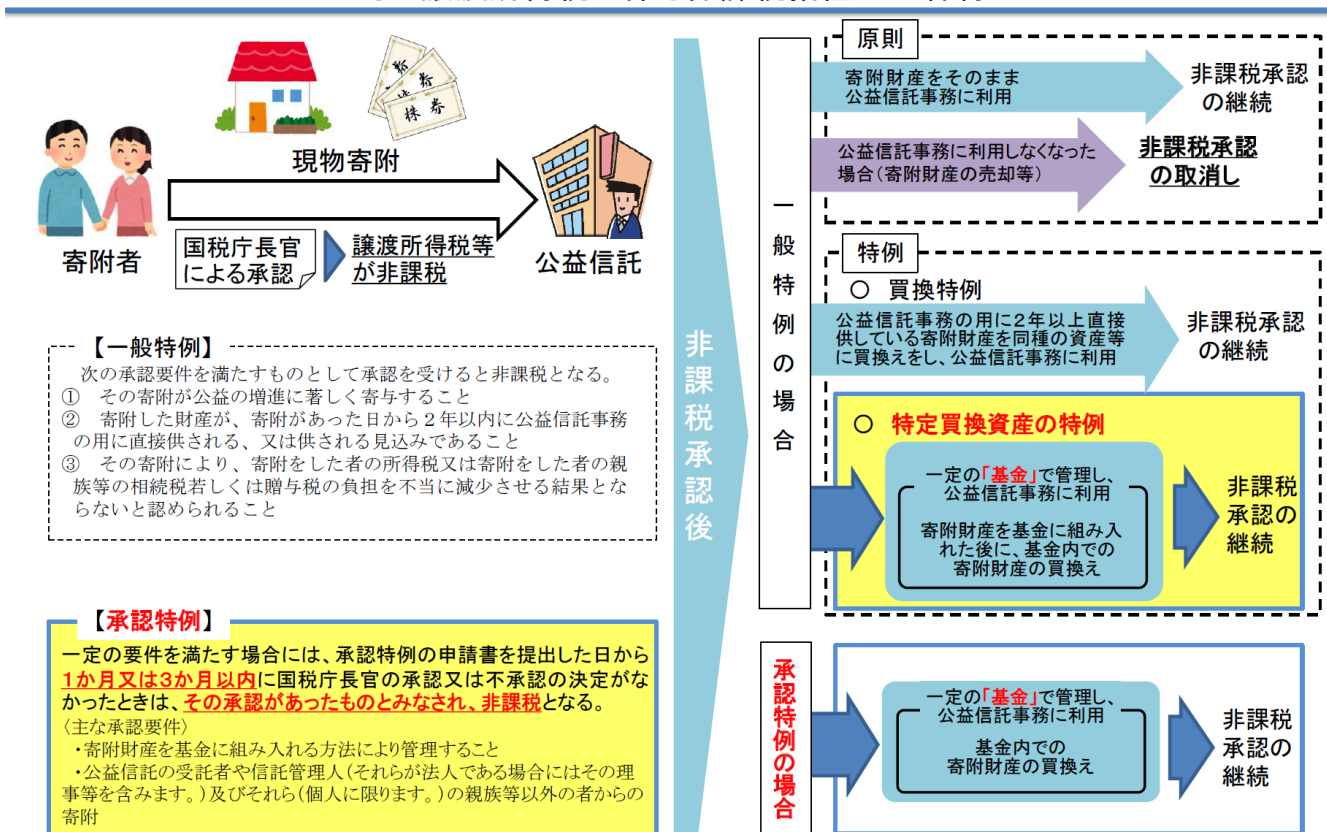
また、非課税措置を受けて寄附された現物資産は継続的に公益信託事務（公益信託法第7条第3項第4号に規定する公益信託事務をいいます。以下同じです。）に利用することが必要であり、売却等により当該寄附財産を公益信託事務に利用しなくなった場合には非課税承認が取り消されることが原則です。

一方で、一定の要件を満たす場合には、当該寄附財産を買い換えて非課税承認の継続を受けることが可能とされています（「買換特例」・「特定買換資産の特例」）。

本手引きでは、公益信託に現物資産を拠出した場合における「承認特例」と「特定買換資産の特例」に関する手続を御紹介します。

(参考)

### みなし譲渡所得税に係る非課税措置の全体像



## (2)「一般特例」と「承認特例」

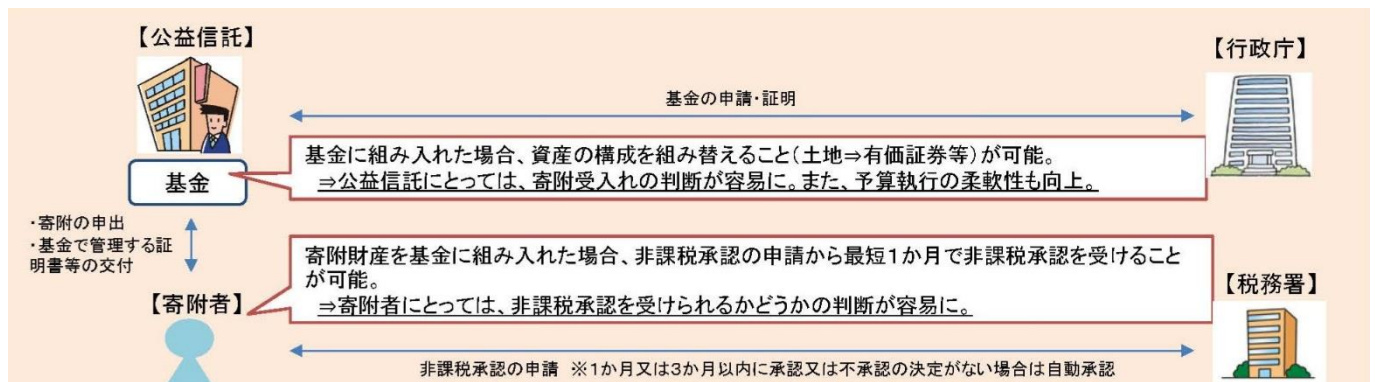
「一般特例」とは、個人が公益信託に対して現物資産を寄附した場合において、当該寄附が公益の増進に著しく寄与すること、寄附を受けた公益信託の受託者（以下「受託者」といいます。）が当該資産を寄附日から2年以内に公益信託事務の用に直接供すること等の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときに、寄附者が非課税措置の適用を受けることができる制度です（措法40①後段、措令25の17⑤）。

これに対して「承認特例」とは、行政庁の証明を受けた「基金」の中で寄附資産を管理する等の一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときに、寄附者が非課税措置の適用を受けることができる制度です（措法40①後段、措令25の17⑦）。「承認特例」においては、申請から一定の期間内（※）に非課税の承認又は不承認が行われなかったときに、非課税承認があったものとみなされる自動承認の仕組みが設けられています（措令25の17⑧）。

なお、この「基金」の中で管理する資産については、資産の構成を組み替えること（例：土地⇒有価証券等への買換え）が柔軟となります。

※ 「一定の期間」は、寄附された現物資産が、株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等の場合は3か月以内、寄附された現物資産がそれ以外のものである場合は1か月以内となります（措令25の17⑧）。

### （承認特例のイメージ）



## (3)「買換特例」と「特定買換資産の特例」

公益信託が非課税措置の対象となる寄附資産（承認特例の適用を受けたものを除きます。以下「40条1項対象資産」といいます。）を受け入れている場合において、40条1項対象資産を2年以上公益信託事務の用に直接供した後に同種の資産に買い換え、かつ、当該買換え後の資産を1年以内に公益信託事務の用に直接供するときは、引き続き非課税措置を受けることができます（買換特例）。

このほか、40条1項対象資産を「基金」に組み入れて管理し、その後買い換えた資産（以下「特定買換資産」といいます。）を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合にも、受託者が国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置を受けることができますようになります（特定買換資産の特例）。

**【注意点】**

承認特例及び特定買換資産の特例は、公益信託が適用対象であり、公益信託認可が取り消された場合などは、これらの特例の適用要件を満たさなくなり、寄附資産の利用状況によっては非課税承認が取り消されて寄附者又は寄附を受けた受託者に課税されることがあるので注意してください。

詳細については、14 ページ『非課税承認の取消しについて』を御参照ください。

特例の概要、一般特例と承認特例の相違点、手続の大まかな流れについては、国税庁で公表している下記資料も合わせてご確認ください。

(公益信託に財産を拠出した場合における譲渡所得等の非課税の特例のあらまし

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025012-037.pdf>)

## 2. 受託者において必要な準備

### (1) 基金の設置及び証明申請

承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、承認特例の場合は寄附前に、特定買換資産の特例の場合は40条1項対象資産を譲渡する前に、受託者において、告示に定める要件を満たした基金を設置し、行政庁が要件の確認をした証明を受ける必要があります。

行政庁への申請に当たっては、証明申請書とともに、告示に定める要件を規定した基金規程（基金明細書の様式を含みます。）等を提出することとなります。

なお、現在既に設置している基金について、当該証明を受けるに当たっては、現在の基金規程を告示に定める要件を満たすよう改正し、申請することで、証明を受けることができます。当該証明についての有効期限はありません。

【基金の要件】（平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）

- ① 当該基金が、他の経理と区分して整理されていること  
（注）基金に関する経理書類として、⑤にある基金明細書を作成すればよく、公益信託においては損益計算書や貸借対照表の中で区分して経理されることまでが求められるものではありません。
- ② 当該基金が公益信託事務に充てられることが確実であること
- ③ 当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含みます。）を当該基金に組み入れることとしていること
- ④ 当該基金への財産の組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関（合議制の機関については8ページを参照してください。）を設置していること又は信託行為において、当該重要事項について信託管理人の同意を得る旨の定めがあること
- ⑤ 当該基金に組み入れた財産の種類、寄附をした者の当該財産の取得価額、当該財産の寄附の時にける価額（当該寄附に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含みます。）その他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって信託管理人の承認を受けたものを、毎信託事務年度終了後3か月以内に、行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、当該受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に保存することとしていること

### 【基金の証明申請に当たっての提出書類】

- 証明申請書
- 基金規程
- 基金明細書の様式
- 信託行為の写し
- 合議制の機関の名簿（合議制の機関を設置する場合に限る。）

(申請書のイメージ)

令和 年 月 日

行政庁の名称

〇〇 〇〇 殿

公益信託の名称 〇〇〇〇

(主宰受託者が法人であれば法人名称 〇〇〇〇)

主宰受託者の氏名 (主宰受託者が法人であれば代表者氏名) △△ △△

公益信託に財産を拠出した場合における  
譲渡所得等の非課税措置の基金に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びへの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示(平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 申請する基金の名称

〇〇〇〇〇〇基金

2. 添付書類

- 基金規程
- 基金明細書の様式
- 信託行為の写し
- 当該基金を管理する合議制の機関の構成等(合議制の機関を設置する場合に限る。)

## (基金規程のイメージ【合議制の機関を設置する場合】)

※あくまでイメージであり、各公益信託の実態に即してご検討ください。

### ○基金規程（イメージ）

(設置)

第1条 公益信託●●基金受託者は、令和●年●月●日付公益信託契約第●条に基づき、公益信託●●基金（以下「本信託」という。）に、○○基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本信託における○○○○に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公益信託に関する法律第7条第3項第4号に規定する公益信託事務に充てることとする。

(基金の構成)

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他〔合議制の機関の名称〕において受け入れることを決定した財産をもって構成する。

(財産の受入れ)

第5条 基金に係る財産の受入決定は、〔合議制の機関の名称〕の受入審査を経て受託者が行う。

(基金の支出方針)

第6条 基金内の財産の用途及び運用益の用途については、〔合議制の機関の名称〕において決定する。

(基金明細書)

第7条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、信託管理人の承認を受けたものを毎信託事務年度終了後3月以内に、公益信託に関する法律第3条に規定する行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、本公益信託受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に保存することとする。

(基金の管理運営)

第8条 本規程で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については〔合議制の機関の名称〕において決定する。

(信託事務年度)

第9条 基金の信託事務年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わるものとする。

## (基金規程のイメージ【信託管理人が重要事項について同意する場合】)

※あくまでイメージであり、各公益信託の実態に即してご検討ください。

### ○基金規程（イメージ）

(設置)

第1条 公益信託●●基金受託者は、令和●年●月●日付公益信託契約第●条に基づき、公益信託●●基金（以下「本信託」という。）に、○○基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本信託における○○○○に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公益信託に関する法律第7条第3項第4号に規定する公益信託事務に充てることとする。

(基金の構成)

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他信託管理人が受け入れることを同意した財産をもって構成する。

(財産の受入れ)

第5条 基金に係る財産の受入決定は、信託管理人の同意を得て受託者が行う。

(基金の支出方針)

第6条 基金内の財産の用途及び運用益の用途については、信託管理人の同意を得て受託者が決定する。

(基金明細書)

第7条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、信託管理人の承認を受けたものを毎信託事務年度終了後3月以内に、公益信託に関する法律第3条に規定する行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、本公益信託受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に保存することとする。

(基金の管理運営)

第8条 本規程で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については信託管理人の同意を得て受託者が決定する。

(信託事務年度)

第9条 基金の信託事務年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わるものとする。

## (2)②の基金内の寄附資産の公益信託事務への充当について

基金に組み入れた資産は、公益信託事務に速やかに充てる必要があります。例えば、公益信託事務に充てる予定のないような土地を受け入れ、遊休土地とするようなことは認められません。一方、例えば、寄附を受けた土地を有価証券等買い換え、その運用益(配当金、利息等)を将来的にこれらの公益信託事務に充てるため基金に組み入れることは可能です(有価証券等については、その運用益を公益信託事務に充てる必要があるため、運用益の生じない有価証券等への買換えは認められません。)

なお、上記のように特例寄附資産(承認特例又は特定買換資産の特例の適用を受けた資産をいいます。以下同じです。)については、基金内で他の現物資産への買換えを行うことが可能ですが、特例寄附資産の買換えを行った場合は、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得する必要があるため、新たな資産を取得するまでの間は、その収入金(現預金)を基金内に留保しておく必要があります。なお、寄附日の属する信託事務年度内に買換えを行う場合、同事務年度内に代替資産を取得し、基金に組み入れる必要があります。

※ 特例寄附資産の買換えを行った場合において、非課税承認を継続して受けたいときは、「租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書」を公益信託の受託者(複数の場合は、公益信託事務を主に行う受託者(以下「主宰受託者」といいます。))の所轄税務署に提出する必要があります。

- ・ 届出書の様式等は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されています。  
【掲載場所】「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>税務手続の案内(税目別一覧)>所得税・源泉所得税>A4 譲渡所得税関係>A4-13 租税特別措置法第40条の規定による承認申請(公益信託用)>租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書(令和8年4月現在)」

### 【注意点】

特例寄附資産を寄附日から2年以内に公益信託事務に供用しなかった場合には、将来、公益信託の認可が取り消された際等に非課税承認が取り消され、寄附者に対してみなし譲渡所得税の課税がされる場合があります(14ページ参照)。

## (3)③の基金内の運用益の考え方について

基金内で生じた運用益については、その全額を基金に組み入れる必要があります。この運用益については、基金の事務の範囲内であれば、資産の購入、助成金等の費消する経費への充当など、自由に使うことができますが、支出を行った場合は基金明細書に必要な事項を記載する必要があります。また、当該運用益を基に資産を購入し、当該資産を譲渡した場合の譲渡収入及びその収入金額で取得した資産も同じ扱いとなります。

#### (4)④の合議制の機関の設置・信託管理人の同意について

合議制の機関の設置又は信託行為に信託管理人の同意に関する定めがあることを基金の証明の要件としているのは、基金に組み入れた資産を恣意的に寄附者やその関係者の利益に資するように使われることがないようにするためです。そのため、受託者が法人である場合、その内部組織(理事会等)を公益信託の合議制の機関と位置付けることはできません。なお、合議制の機関を設置する場合、構成要件は以下のとおりです。

- (1)④の重要事項について、合議制の機関に承認等の権限を付与すること
- 合議制の機関の委員の選任や報酬の額の決定等について、信託管理人の同意を必要とすること等を信託行為に明記すること
- 合議制の機関の委員のうち、委員、委託者、受託者又は信託管理人の親族等(※)の数が、委員のうちに占める割合として3分の1以下であること

※「親族等」とは、個人の場合は、本人の配偶者及び三親等内の親族(事実上の婚姻状態にある者及び本人から受ける金銭等によって生計を維持する者を含みます。)をいいます。また、委託者、受託者又は信託管理人が委員となる場合は本人を含みます。法人の場合は、業務を執行する役員(類する者を含みます。)及び公益信託令第1条第6号ロに定める者をいいます。

なお、合議制の機関においては、資産を基金へ組み入れる決定等を行った際に議事録の作成が必要になります(後述3(1)及び4をご参照ください。)。また、信託管理人の同意を得る場合は、資産を基金へ組み入れる同意を得た後、信託管理人が同意をしたことを証する書類の作成が必要になります(後述3(1)及び4をご参照ください。)。

#### (5)⑤の基金明細書について

基金明細書は基金に組み入れた資産が適正に管理されているかを毎年度、行政庁が確認するために提出いただくものです。この確認において、14 ページに掲げる事由に該当していることが確認され、非課税承認が取り消された場合は、寄附者又は受託者に対して課税されることとなります。

行政庁で確認するポイントは以下のとおりです。

- ・基金が告示に定める要件を満たしているか(前述の(2)のとおり、基金が各公益信託の基金規程に定められている公益信託事務に充てられているか、また、(3)のとおり、基金内の運用益が適正に取り扱われているか)
- ・資産の買換えを行った場合、適切に買換えが行われているか(譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得しているかどうか)
- ・特例寄附資産が寄附者に利益を還元するような形で使われていないか

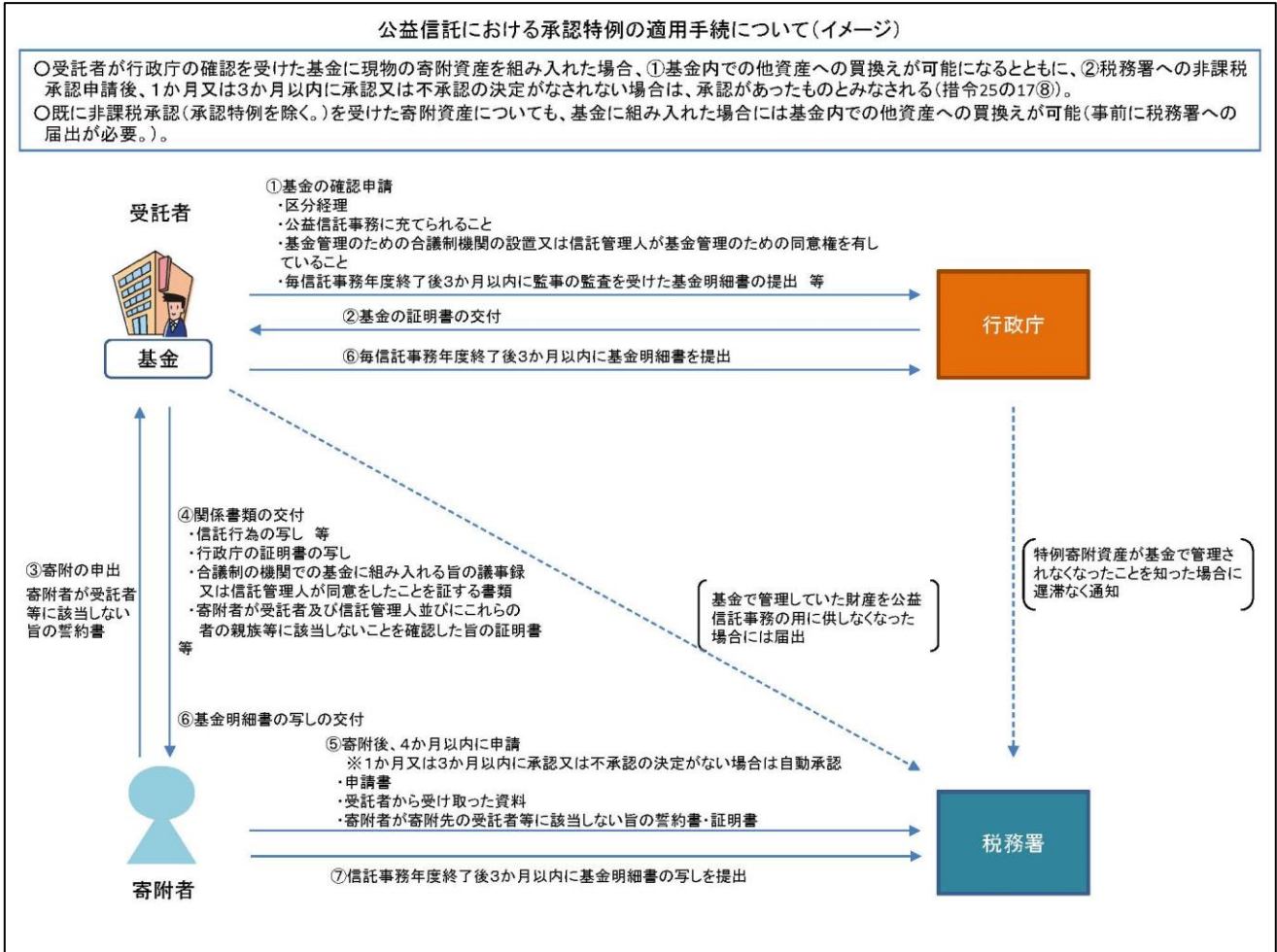
※1 基金明細書は別途内閣府から示す雛形を参照。

※2 特例寄附資産の買換えを行った場合には、その買換えの内容を基金明細書に記載する必要があります。

### 3. 申請から証明までの全体像

寄附者が承認特例の適用を受けるために、受託者に必要な手続と寄附者個人に必要な手続の流れは以下のとおりです。

(イメージ)



#### (1) 寄附者と受託者の間での手続

行政庁の証明を受けた基金を有する公益信託に対し、個人から現物資産の寄附の申出があった場合、公益信託の合議制の機関又は信託管理人において寄附の申出の受入れの可否を判断し、基金への組入れを決定することとなります。

基金への組入れを決定した場合は、その受託者は、①信託行為の写し、②行政庁からの基金の証明書の写し、③寄附の申出を受け入れること及び寄附資産の基金への組入れの決定を行った合議制の機関の議事録の写し又は信託管理人が同意をしたことを証する書類の写し、④寄附者が受託者及び信託管理人(当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等を含みます。)並びにこれらの者(個人に限る)の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書等をそれぞれ、寄附者に交付します。

なお、寄附資産の受入れに当たっては、寄附者に対して寄附資産を他の資産に買い換える場合があること等について十分に説明し、理解を得ておく必要があります。

## (2) 寄附者による手続

寄附者は、公益信託に現物資産を寄附した後、以下に掲げる租税特別措置法第40条の規定による承認申請書に、受託者から交付された上記(1)の書類及びその他の必要な書類を添付し、寄附者の所轄税務署長を経由し国税庁長官に対して非課税承認の申請を行います。

なお、承認申請書の提出に当たっては、下表に掲げる申請書及び添付書類が全て揃っていることを確認した上で提出してください。

※1 申請書類の様式は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されています。

【掲載場所】「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>税務手続の案内(税目別一覧)>所得税・源泉所得税>A4 譲渡所得税関係>A4-13 租税特別措置法第40条の規定による承認申請(公益信託用)」(令和8年4月現在)

※2 承認申請書の提出後に、所轄税務署から事実関係の確認や書類の追加提出等を依頼することがありますので、その際は早期に対応いただくようお願いします。

承認申請書	内容	主な添付書類
第1表	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附者の住所、氏名、生年月日、個人番号、職業等</li> <li>寄附を受けた受託者(受託者が複数の場合は、公益信託事務を主に行う受託者(以下「主宰受託者」といいます。))の住所又は所在地、氏名又は名称、代表者氏名、公益信託の名称等(主宰受託者以外の受託者については、第1表-付に住所又は所在地、氏名又は名称、代表者氏名等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附者が死亡している場合は、寄附者と申請者の関係(親子等)が確認できる戸籍謄本</li> </ul>
第2表(公益信託用)	公益信託の認可年月日及び公益事務の内容、寄附の目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託行為の写し等</li> </ul>
第3表 (承認特例用)	寄附資産の明細及び使用目的 (使用目的は、基金に組み入れる旨記載すれば足り、付表1の添付は不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附を申し込んだ事実が確認できる書類(寄附申込書、信託契約・遺言書の写し等)</li> <li>寄附資産の明細を確認できる書類(寄附資産に応じたもの)等</li> </ul>
第6表の2 第6表の3	受託者及び信託管理人(受託者や信託管理人が法人の場合、理事等を含みます)の氏名及び寄附者との関係等	
添付書類 ①承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書 ②行政庁から交付された基金に係る証明書の写し ③寄附を受けた公益信託の合議制の機関において寄附の申出を受け入れること及び基金に組み		

入れる方法により管理することを決定した旨及びその決定をした事項の記載のある議事録等の写し又は信託管理人が当該申出を受け入れること及び当該管理することについて同意をしたことを証する書類の写し

④ 上記③の決定又は同意に係る寄附資産の種類、所在地、数量、価額などの事項を記載した書類(上記③の添付書類にこの内容の記載がある場合には不要)

⑤ 贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が公益信託の受託者及び信託管理人並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

※下線部は受託者から寄附者に交付する書類

### (3)承認後の手続

受託者は寄附を受けた日の属する信託事務年度終了後3か月以内に当該年度の基金の状況を明らかにした基金明細書を行政庁に提出するとともに、当該基金明細書の写しを寄附者に交付し、この交付を受けた寄附者は所轄税務署に当該基金明細書の写しを提出する必要があります。なお、受託者から寄附者に当該基金明細書の写しを交付する際、基金明細書の別紙様式は、当該寄附者の特例寄附資産に関するもののみを交付してください。

なお、寄附者が所轄税務署に基金明細書の写しを提出する期限も、受託者が寄附を受けた日の属する信託事務年度の終了後3か月以内であるため、受託者は余裕をもって基金明細書の写しを寄附者に交付してください。上記期限内に、寄附者から所轄税務署に当該基金明細書の写しが提出されなかった場合は、非課税承認が取り消され、寄附者に課税されることとなります。

また、受託者は寄附を受けた日の属する信託事務年度後も毎年度、信託事務年度終了後3か月以内に基金明細書を行政庁に提出するとともに、当該基金明細書の写しを5年間保存しておく必要があります。

※ 承認後に、基金の名称を変更する場合には、証明書の取り直しをする必要があります。この場合、基金の名称変更を決定した後、実際に名称を変更する日までに、基金に係る証明の申請をし、証明を受ける必要があります。

なお、事後的に、証明を受けた基金を廃止した場合や、基金規程の改正等により基金が告示に定める要件を満たさないものとなった場合には、承認特例が受けられなくなり、基金にある40条1項対象資産や特定買換資産の利用状況によっては、寄附者又は受託者に課税されることがあります。

そのため、基金の廃止や、基金規程の改正を検討する場合は、あらかじめ行政庁に御相談ください。

(基金明細書の提出書イメージ)

令和 年 月 日

行政庁の名称

〇〇 〇〇 殿

公益信託の名称 〇〇〇〇

(主宰受託者が法人であれば法人名称 〇〇〇〇)

主宰受託者の氏名 (主宰受託者が法人であれば代表者氏名) △△ △△

公益信託に財産を拠出した場合における  
譲渡所得等の非課税措置の基金明細書の提出書

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びへの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示(平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)に規定される要件を満たしていることについての証明を受けた〇〇〇〇〇〇基金について、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの期間に係る基金明細書を添付のとおり提出します。

## 4. 特定買換資産の特例を受けるための必要書類の提出について

特定買換資産の特例を受けるためには、租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けて受け入れた現物資産を行政庁の証明を受けた基金に組み入れ、当該寄附資産を譲渡する日の前日までに、以下の事項を記載した届出書を受託者(複数の場合は、主宰受託者)から、主たる事務所の所在地等の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する必要があります。

- ① 受託者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号並びに公益信託の名称
- ② 譲渡資産を基金で管理していること、行政庁の名称、基金の証明書の発行年月日、当該譲渡資産を基金で管理することが合議制の機関において決定された年月日又は信託管理人が当該譲渡資産を基金で管理することに同意した年月日
- ③ 譲渡資産の種類、所在地、数量、譲渡資産の譲渡予定価額及び譲渡予定年月日
- ④ 譲渡資産を公益信託に寄附を行った者の氏名及び住所等、寄附を行った年月日並びに当該寄附に係る非課税承認年月日
- ⑤ 特定買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用目的及び当該特定買換資産を基金で管理することの合議制の機関における決定予定年月日又は信託管理人の同意予定年月日
- ⑥ その他参考となるべき事項

※ 届出書の様式等は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されています。

【掲載場所】「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>税務手続の案内(税目別一覧)>所得税・源泉所得税>A4 譲渡所得税関係>A4-16 租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出」(令和8年4月現在)

### 【提出書類】

届出書	主な添付書類
租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書	・行政庁が発行した基金の証明書の写し ・譲渡する資産を基金で管理する旨の記載のある合議制の機関の議事録等の写し又は信託管理人が同意をしたことを証する書類の写し ・譲渡する資産が記載されている基金明細書の写し

承認特例と同様、特定買換資産を組み入れた基金については、受託者は毎信託事務年度終了後3か月以内に基金明細書を行政庁に提出するとともに、当該基金明細書の写しを5年間保存していただく必要があります。

## 5. 非課税承認の取消しについて

公益信託への現物資産の寄附について非課税措置の適用を受けた後において、一定の事由に該当することが判明した場合には、その寄附資産に関する非課税承認が取り消されてその取り消された年分等の所得として寄附者又は受託者に課税されることがあります。

非課税承認が取り消されることとなる主な事由は次のとおりです。

### (1) 寄附者に課税される場合

次に掲げる事実が生じたことにより非課税承認が取り消された場合は、寄附者に対して所得税が課税されます(措法 40②、措令 25 の 17⑩～⑫)。

- イ 基金に組み入れた資産を基金で管理しなくなり、かつ、その資産(その資産を譲渡し、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買い換えた資産を含みます。)を寄附日から2年以内に公益信託事務の用に直接供していない場合
- ロ 寄附資産(基金に組み入れる方法により管理されているものを除きます。)が公益信託事務の用に直接供される前に、寄附により寄附者の所得税の負担を不当に減少させ、又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させることと認められる場合(※)
- ハ 承認特例の適用を受けた寄附者が、寄附をした日の属する公益信託の信託事務年度終了後3か月以内に受託者から交付される基金明細書の写しを所轄税務署に提出しなかった場合

### (2) 受託者に課税される場合

次に掲げる事実(上記(1)に該当する場合を除きます。)が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附を受けた受託者に対して所得税が課税されます(措法 40③、措令 25 の 17⑬、⑮～⑰)。

- イ 基金に組み入れた資産を基金で管理しなくなり、かつ、その資産(その資産を譲渡し、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買い換えた資産を含みます。)を公益信託事務の用に直接供しなくなった場合
  - ロ 寄附により、寄附者の所得税の負担を不当に減少させ、又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させることと認められる場合(※)
  - ハ 承認申請書の提出の時に、寄附者が寄附先の公益信託の受託者及び信託管理人(当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等を含みます。)並びにこれらの者(個人に限る)の親族等に該当しないこととする要件に該当していなかった場合
  - ニ 承認申請書の提出の時に上記ハの要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、承認申請書の提出後に当該要件に該当しないこととなった場合
- ※ 例えば、寄附資産を寄附者又はその親族その他特殊の関係がある者に無償若しくは著しく低い価額で譲渡した場合などがこれに該当します。

#### 【注意点】

- 上記(1)イ及び(2)イの「基金に組み入れた資産を基金で管理しなくなった場合」には、公益信託の公益信託認可が取り消された場合も含まれます。
- 資産の買換えを行った際に、資産の譲渡による収入金額の全額が買換え資産の購入に充てられていない場合には、上記(1)イ又は(2)イに該当して寄附者又は受託者に課税されることがあります。